

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市保険加入要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）の開催準備業務並びに開催期間中（以下「開催期間中等」という。）における事故等に対する補償に関し、必要な事項を定める。

### 2 契約

保険は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

#### (1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為並びに看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託物賠償事故

大会期間中等に市実行委員会が借り受けた、または預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

#### (2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事している時または該当業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としな

い。

- (1) 損害賠償責任事故
  - ア 故意による事故
  - イ 地震, 台風等の天災による事故
  - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
  - ア 保険対象者の故意による事故
  - イ 地震, 台風等の天災による事故
  - ウ 保険対象者の疾病, 心神喪失による事故
  - エ 保険対象者の自殺, 犯罪行為による事故
  - オ その他保険約款上に定めのあるもの

## 5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは, 速やかに実行委員会に事故報告書(様式第1号)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は, 前項の報告を受理した場合は, 速やかにその旨を保険会社に連絡し, 所定の手続きを行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は, 本契約に係る賠償責任保険普通保険約款, 傷害保険普通保険約款, 特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか, 必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても, 必要に応じてこの要項を準用する。

### 附則

(施行期日)

- 1 この要項は, 平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

## 事故報告書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会

会長 山口 伸 樹 様

報告者

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負 傷 者	住 所
	氏 名
	電 話
医 療 機 関	住 所
	名 称 電話
	担当医師
傷 害 内 容	傷 病 名
	症状・程度など